

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表 1 及び別表 2 の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長は、大阪市長が行った別表 1 の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定 1」という。）及び大阪市消防長（以下大阪市長と大阪市消防長をあわせて「各実施機関」という。）が行った別表 2 の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 とあわせて「本件各決定」という。）に対する不服申立て（以下「本件各不服申立て」という。）を棄却すべきである。

第 2 不服申立てに至る経過

1 公開請求

不服申立人は、別表 1 及び別表 2 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、各実施機関に対し、別表 1 及び別表 2 の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

各実施機関は、本件各請求について、別表 1 及び別表 2 の（き）欄に記載のとおり理由を付して、条例第 10 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき本件各決定を行った。

3 本件各不服申立て

不服申立人は、別表 1 の（く）欄に記載の年月日に、本件決定 1 を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立てを行った。

また、不服申立人は、別表 2 の（く）欄に記載の年月日に、本件決定 2 を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、審査請求を行

った。

第3 不服申立人の主張

不服申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 別表1項番1の(か)欄に記載の決定について

公開請求書には私の意向(公開請求補正依頼書で正式に手続せよ)に反して、勝手に一部を二重線で消している。更に、消している部分の直前に、「市民の声の回答等」と「等」を記入したのに、「市民の声の回答」のみで「等」が無い。「等」には大都計監85号や124号その他が有るのに、それに対する言及は一切無い。

2 別表1項番2の(か)欄に記載の決定について

公開しないことにした部分の内、名称・住所の公開を求める。

3 別表1項番3の(か)欄に記載の決定について

条例を含むいかなる法令にも量の規定は無。

4 別表1項番4から7の(か)欄に記載の決定について

すでに公開した大都計監第280号で有るので、非公開は不服

5 別表1項番8の(か)欄に記載の決定について

「それに関する情報の現在保在中の全て」には、条例第7条第5号に該当する文書以外が存在

上記趣旨の条例に該当するか不明で、なおかつ該当しないことを示す事実が有

6 別表2の(か)欄に記載の決定について

公開を必要とする公文書の特定が可能

第4 各実施機関の主張

各実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 各実施機関は、本件各請求について、別表1及び別表2の(き)欄に記載のとおり

理由を付して、条例第10条第1項若しくは第2項に基づき本件各決定を行った。

2 しかしながら、本件各請求に係る公文書は、いずれも平成26年3月26日付け大情審答申第364号(以下「先例答申」という。)において、不適正な公開請求であるとされた、先例答申第5の5で述べられている「上記3(3)ウに記載の公文書」又は「これらに類する公文書」に該当するものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

各実施機関は、本件各請求について、別表1及び別表2の(き)欄に記載のとおり理由を付して、本件各決定を行ったのに対し、不服申立人は、本件各決定を取り消し、本件各請求に係る公文書の公開等を求めている。

また、各実施機関は、本件各請求に係る公文書は、いずれも先例答申において、不適正な公開請求であるとされた先例答申第5の5に記載の「上記3(3)ウに記載の公文書」又は「これらに類する公文書」に該当する旨、主張している。

そこで、本件各不服申立てにおける争点として、まず、本件各請求の適正性を検討し、本件各請求が適正であれば、本件各決定の妥当性を検討する。

3 先例答申について

(1) 当審査会は、「不服申立人は、長期間にわたり、特定建築物に関して、消防局及び都市計画局に要求を行っている過程で、大量の文書が対象文書となる本件各請求を行っており、さらには、自身の要求を提示しそれが実現すれば、公開請求を取り下げる旨の発言を行っていることが認められる。」ことなどを踏まえ、先例答申第5の3(7)で「以上を総合的に勘案すると、不服申立人は本件各請求において真に公文書の公開を求めているものではないと言わざるを得ず、本件各請求は、各実施機関の業務に著しい支障が生じる公開請求を行うことを通じて、各実施機関に対して自身の要求に応じることを強要することを目的としたものであり、本来情報公開制度以外の別の制度で解決すべき事象について情報公開制度を利用しているという意味において、条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であることが明白であると評価せざるを得ない。各実施機関は、本件各請求に係る公文書の特定をすることができないことを理由として本件各請求を却下しているが、そもそも本件各請求は条例第4条の規定の趣旨とは相容れない意図に基づく著しく不適正な請求であることは明らかであり、各実施機関は本件各請求を却下すべきであると認められる。」と判断している。

(2) また、当審査会は、先例答申第5の5で「今後の対応について」として「各実施機関が、『公文書を特定することができない』という理由で本件各決定を行っているのに対して、当該不服申立人は、上記3(3)ウのとおり、数量をさまざまに変えて、各実施機関の対応を試すかのような公開請求を繰り返しており、今後、当該不服申立人から徐々に対象文書の量を変えて、上記3(3)ウに記載の公文書に関する公開請求がなされることが想定される。上記3(7)のとおり、本件各請求がそもそも条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であることが明白であることを踏まえると、

今後、当該不服申立人から、改めて上記３（３）ウに記載の公文書に関する公開請求がなされた場合はもとより、これらに類する公文書を求める公開請求がなされた場合には、公開請求の対象となる公文書の多寡にかかわらず、各実施機関は、特段の事情がない限り当該公開請求を却下すべきである。」と判断している。

４ 本件各請求の適正性について

（１）別表１項番２から８及び別表２の（え）欄に記載の旨の公開請求の適正性について

当審査会において、別表１項番２から８及び別表２の（え）欄に記載の旨の公開請求の内容を見分したところ、いずれも先例答申第５の３（３）ウに記載の公文書に関する公開請求に相当するものであった。

とすると、別表１項番２から８及び別表２の（え）欄に記載の旨の公開請求も不適正な公開請求であると認められる。

（２）別表１項番１の（え）欄に記載の旨の公開請求の適正性について

当審査会において、別表１項番１の（え）欄に記載の旨の公開請求の内容を見分したところ、別表１項番１の（え）欄に記載の旨の公開請求は、先例答申にいう特定建築物に係る行政指導及び定期調査報告に関する市民の声（実施機関に寄せられた意見等について、実施機関の担当部署において回答又は供覧を行う制度）の回答文書等を求めるものであった。

とすると、別表１項番１の（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨は先例答申と同様と解することが相当であり、別表１項番１の（え）欄に記載の旨の公開請求も不適正な公開請求であると認められる。

５ 結論

以上を踏まえると、各実施機関は、本件各請求について本件各決定を行っているが、本来、各実施機関は本件各請求が不適正な公開請求であることを理由に本件各請求を却下すべきであったと解されることから、本件各決定を取り消し、本件各請求に係る公文書の公開等を求めるとする本件各不服申立てには理由がない。

したがって、本件各決定の妥当性については検討するまでもなく、第１記載のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介